

Title	未公開株式を対象としたサイバー証券取引の考察-証券会社による未公開株式売買の解禁を契機に
Sub Title	-
Author	久野太辰(Hisano, Taishin) 矢作恒雄
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1997
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 1997年度経営学 第1372号 可能
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001997-1372

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学生氏名

久野 太辰

主査	矢作	恒雄
副査	鈴木	貞彦
	國領	二郎

所属

矢作 恒雄 研究室

未公開株式を対象としたサイバー証券取引の考察 —証券会社による未公開株式売買の解禁を契機に—

従来、未公開株式の売買を証券会社で取り扱うことは禁止されていたが、平成9年7月よりこの規制が撤廃され、証券会社が取り扱うことが可能な株式として、上場株式および店頭登録株式の他に未公開株式（正式には店頭取扱有価証券と言う）が加わることとなった。この規制緩和の意味するところは、ベンチャー企業が創業資金を調達しやすいような環境を作り出すことで、ベンチャー企業の育成と発展を促し、もってバブル経済崩壊後、長い不況を脱しきれないままにあり、閉塞感の強い日本経済の新たな牽引役となることが期待されているからである。

この未公開株式の売買が広く一般的に行われることにより、新たな株式売買市場が形成される訳であるが、当論文ではその意義を明らかにした。すなわち、今までの金融体制ではベンチャー企業の創業資金が調達できないことを、私が実際に関わった、国民金融公庫、および都市銀行のベンチャー企業に対する融資の実態、またベンチャーキャピタル会社及び店頭登録制度の問題点に基づき明らかにしている。

また、未公開株式市場が形成される前提として、株式投資が個人にとって健全な財産形成手段になっていなければならないが、日本の個人金融資産に占める株式の割合が6%であることを考えると、日本では株式投資が健全な投資とはなっていないと考えられる。一方、米国を見ると個人金融資産に占める株式の割合は20%にも達しており、このような土壌があるからこそ、ベンチャー企業に対するリスクマネーが供給されているのであると考えられる。ベンチャー企業育成の面だけで未公開株式取引を捕えると、器が出来ただけで、そこにいれるものがない状態を招き、結果としてベンチャー企業の育成に何ら寄与しないことを当論文は提言している。